

訪問介護重要事項説明書
 < 2025年 4月 1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

サービス提供責任者
 氏名 増田 こそえ
 電話 0548-55-3301
 * ご不明な点は、何でもお尋ねください

2. 相良清風園ヘルパーステーションたんぼぼの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	相良清風園ヘルパーステーションたんぼぼ
所在地	静岡県牧之原市西萩間695-6
介護保険指定番号	訪問介護 静岡県 2275800098
サービスを提供する地域	牧之原市 御前崎市 菊川市

(2) 同事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	計
管理者		介護福祉士	1名(兼務)		1名
サービス提供責任者		介護福祉士	1名(兼務)	1名(兼務)	2名
従事者	介護福祉士		1名(兼務)	1.5名以上	2.5名以上
	1～2級修了者				

(3) サービスの提供時間

月～日 7:00～21:00
 (1/1～1/3は休業。但し必要性のある方は除く。)

3. 訪問介護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

- | | |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (1) 身体介護
・食事介助 ・清拭 ・排泄介助
・入浴介助 ・体位交換等 | (2) 生活援助
・買物 ・掃除
・調理 ・洗濯等 |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

4. 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。
 (訪問介護基本料金)

	算定項目	1割負担
身体介護	20分未満	¥163
	20分以上30分未満	¥244
	30分以上1時間未満	¥387
	1時間以上1時間30分未満	¥567
	30分を増す毎に	¥82
生活援助	20分以上45分未満	¥179
	45分以上	¥220
	身体介護に引き続き行う場合 20分から起算して25分を増す毎に	¥65 (¥195を限度)

加算項目	1割負担
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の3%を加算
特定事業所加算(Ⅴ)	所定単位数の3%を加算
緊急時訪問介護加算	¥100/回
初回加算	¥200/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	¥4/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	¥100/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	¥200/月
口腔連携強化加算	¥50/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22.4%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の18.2%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の14.5%を加算

* 上記は1割負担の額です。負担割合証に基づく割合の額となります。

* やむを得ない事情で2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

* 早朝、夜間にサービスを受けた場合は割増となります。

早朝(6:00~8:00)夜間(18:00~22:00)は基本料金の25%増し

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日お住まいの市の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

その他

ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者のご負担になります。

5. 料金の支払方法

毎月、中旬頃に前月分の請求をいたします。原則として銀行口座引き落としの方法でお支払いいただきます。その他、お支払方法はご相談に応じます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護(支援)認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を 3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、60日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他生活に係る援助を行います。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、ご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
続柄	
氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
続柄	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医連絡先	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

9. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供により事故が発生した場合は、市及びご家族にご連絡し必要な措置を講じます。
- ・ サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

電話	0548-55-3301		
責任者	相良清風園施設長	小林	正和
担当	サービス提供責任者	増田	こずえ

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

尚、本会は法人事務局でも窓口を設けて相談を受け付けております。お気軽にお申し出ください。

法人の相談窓口			
社会福祉法人 賛育会			
電話	03 - 3622 - 7614	ファックス	03 - 3829 - 2302
担当	法人事務局総務部		

(2) その他の窓口

当事業所以外に各市町村の窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

牧之原市	健康推進部 長寿介護課	電話	0548-23-0076
------	-------------	----	--------------

御前崎市	高齢者支援係	電話	0537-85-1118
	包括支援センター	電話	0537-85-1167

菊川市	長寿介護課介護保険係	電話	0537-37-1253
-----	------------	----	--------------

静岡県国民健康保険団体連合会	介護苦情相談	054-253-5590	
静岡県福祉サービス運営適正化委員会		054-653-0840	

(2) 苦情処理のための第三者機関について

本会ではご利用の皆様の立場にたった公正な解決を図るため苦情処理のための委員会を第三者に委嘱しています。本会が経営または受託する施設の地域に在住する有識者の方々と本会の監事ら7名で構成されています。

- 柴田 光昭 元賛育会理事・職員 特定非営利活動法人ぶどうの会
- 阿形 操 前御前崎市民生委員・児童委員 御前崎市地域医療を育む会 代表
- 柴田 和子 墨田区保護司会吾嬬西分長
- 坂野 修一 特定非営利法人 町田フレンズサポート 事務局長
- 坂根 慶子 すみだ共生社会推進センター運営委員 すみだ共生社会推進センター協力委員
- 田宮 一茂 社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長
- 齊藤 希世 東京YMCA教育・保育事業部統括

11. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 賛育会		
代表者役職・氏名	理事長 平野昭宏		
法人所在地・電話番号	墨田区太平三丁目17番8号	電話	03-3622-7614

東海事業所の事業の概要

特別養護老人ホーム	東海清風園	170床		
	相良清風園	50床		
短期入所	東海清風園（併設型）	8床	（空床型）	5床
	相良清風園（併設型）	20床		

東海診療所

通所介護（デイサービス）

- 池新田デイサービスセンター
- 佐倉デイサービスセンター
- はぎまデイサービスセンター

在宅介護支援センター

- 東海清風園ヘルパーステーション
- 相良清風園ヘルパーステーションたんぼぼ
- 東海清風園居宅介護支援事業所
- 相良清風園居宅介護支援事業所たんぼぼ
- 牧之原市包括支援センターさんいく

確 認 書

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡県牧之原市西萩間695-6
名 称 社会福祉法人 賛育会
相良清風園ヘルパーステーションたんぼぼ

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護利用についての重要事項の説明を受けました。

また、別記、「当事業所における個人情報の利用目的」の内容を理解し、私または家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者 氏名

代筆者 氏名

家族代表者 氏名

ご家族 氏名

続 柄

()

続 柄

()

続 柄

()

(別 記)

当事業所における個人情報の利用目的

- サービス提供のため
 - ・当事業所での介護サービスの提供
 - ・利用者様にサービスを提供する他の居宅介護サービス事業者や居宅介護支援、他事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者様が受診する医療機関からの照会への回答
 - ・給食等業務委託
 - ・ご家族等への心身の状況説明
 - 介護保険請求事務等のため
 - ・当事業所での介護保険の事務及びその委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - 当事業所の管理運營業務のため
 - ・利用者様の入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故等の報告
 - ・利用者様の介護サービスの向上
 - ・その他、当事業所の管理運營業務に関する利用
 - 事業所賠償保険等にかかる保険会社等への相談又は届け出等のため
 - 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料のため
 - 介護サービス向上を目的とした当施設内でのケース研究のため
 - 当事業所において行なわれる学生等の介護実習への協力のため
 - 外部監査機関への情報提供のため
- ・上記の内、他機関への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨お申し出ください。
・お申し出がないものについては、同意いただけただけのものとして取り扱わせていただきます。
・これらのお申し出はいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

第三者評価受審について

項 目	内 容
実施の有無	無
年月日	
評価機関名称	
評価結果開示状況	